

# よくあるお問合せ（FAQ） H27 度版

## 目 次

Q 1	防犯カメラを設置するメリット・デメリットは？
Q 2	設置場所について注意する点がありますか？
Q 3	例えば、自治会館にモニターと録画機器を設置し、ネットワークで複数のカメラを集中管理する方式は対象となりますか？
Q 4	設置後の維持管理はどれくらいですか？
Q 5	自治会連合会から別途、指定した機種・業者の案内が同封されていたが、それにかかわらず工事依頼する業者は、自治会で決めていいですか？
Q 6	合計 3 台を申請する予定ですが、1 台ごとに設置費用が違います。この場合、3 台分の合計額の 1 / 2 をした額が申請額としていいですか？
Q 7	設置にあたり必ず警察と協議しなければなりませんか？
Q 8	管理規定は必ず作成しなければなりませんか？
Q 9	来年度もカメラの設置を検討しているが、この制度は利用できますか？
Q 10	撮影区域内の住民の同意を得るとあるが、どこまでの範囲を含むのか。また、その際に同意書は必要ですか？
Q 11	防犯カメラをリース（レンタル）で設置を検討しているが、補助対象となりますか？
Q 12	以前に設置した防犯カメラが故障したので修理したいが、補助の対象となりますか？
Q 13	マンションの入口に設置したいが、対象となりますか？
Q 14	設置を示す看板は必要ですか？また、どのようなものですか？
Q 15	交付申請をすれば、工事着手してもいいですか？
Q 16	工事が完了した後の手続きのながれを教えてください。

# よくあるお問合せ（FAQ） H27 度版

**Q1** 防犯カメラを設置するメリット・デメリットは？

**A**

設置することによるメリットは、犯罪を未然に防ぐ抑止効果と事故や犯罪が発生した際に録画された映像が活用できます。一方、デメリットは、カメラの管理方法を明確にしないと、個人情報の流出やプライバシーの侵害を招く可能性があります。

**Q2** 設置場所について注意する点がありますか？

**A**

設置にあたっては不特定多数の人が利用する場所に向けて設置してください。例えば、不法投棄の監視などを目的に特定の箇所のみに向けるカメラは補助対象になりません。

**Q3** 例えば、自治会館にモニターと録画機器を設置し、ネットワークで複数のカメラを集中管理する方式は対象となりますか？

**A**

補助対象となる防犯カメラはカメラに録画機能が内蔵されたタイプ（スタンドアローン型）のみとなります。

**Q4** 設置後の維持管理はどれくらいですか？

**A**

機種により多少異なりますが電気代が年間約 2,000 円（電柱共架の場合は年間 3,600 円程度）かかる他、定期点検などのメンテナンス費用、消耗品、特に映像記録媒体（SD カード）は約 2 年で交換が必要となります。また、電柱に共架した場合は、別途、共架費用が年 1,400 円程度かかります。

詳しくは取扱業者にお問い合わせください。

**Q5** 自治会連合会から別途、指定した機種・業者の案内が同封されていたが、それにかかわらず工事依頼する業者は、自治会で決めていいですか？

**A**

あくまで実施主体は各自治会となりますので、機種、業者とも自治会で決めていただいて結構です。ただし、カメラの画素数など性能に一定の要件がありますので、ご注意ください。

**Q6** 合計 3 台を申請する予定ですが、1 台ごとに設置費用が違います。この場合、3 台分の合計額の 1 / 2 をした額が申請額としていいですか？

**A**

1 台あたり上限が 15 万円となりますので、1 台ごとにかかる費用の 1 / 2 の額を算出し、それぞれを合計した額が補助金申請額となります。このため見積書は 1 台ずつの費用が分かるようにしてください。

## よくあるお問合せ（FAQ） H27 度版

<p>Q7 設置にあたり必ず警察と協議しなければなりませんか？</p>
<p>A</p> <p>効果的な設置場所の選定を行ううえでもできるだけ協議するようにしてください。</p>
<p>Q8 管理規定は必ず作成しなければなりませんか？</p>
<p>A</p> <p>必ず規定してください。撮影された映像や画像を誰も見れたり、自由に取り出せるのであれば、個人情報やプライバシーが侵害される恐れがあります。これらを防ぐためにも、どのような時に誰がどうやって取扱うかなど一定の基準を定め、それに基づいた運用が必要となります。</p> <p>作成にあたっては、別添の「泉大津市自治会における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。なお、作成された管理規定は、完了報告の際に、提出していただくことになります。</p>
<p>Q9 来年度もカメラの設置を検討しているが、この制度は利用できますか？</p>
<p>A</p> <p>この制度は、来年度以降も継続して実施する予定となっています。</p>
<p>Q10 撮影区域内の住民の同意を得るとあるが、どこまでの範囲を含むのか。また、その際に同意書は必要ですか？</p>
<p>A</p> <p>防犯カメラを設置した後で、プライバシーの問題でトラブルが発生しないよう事前に周辺住民の同意が必要です。同意を求める範囲については、自治会の判断となりますが、撮影対象範囲に含まれている世帯が考えられます。なお、補助金申請の際、同意書の提出は必要ありません。</p> <p><b>※ただし電柱設置の場合は、関電等へ共架申請の際に、<u>周辺住民の同意書が必要となります。</u></b></p>
<p>Q11 防犯カメラをリース（レンタル）で設置を検討しているが、補助対象となりますか？</p>
<p>A</p> <p>対象外です。補助対象は新たに購入する防犯カメラと設置にかかる費用が対象です。</p>
<p>Q12 以前に設置した防犯カメラが故障したので修理したいが、補助の対象となりますか？</p>
<p>A</p> <p>修理の補助対象となるのは、この制度を活用して設置した防犯カメラとなりますので、現時点ですでに設置されているものは対象外です。</p>

## よくあるお問合せ（FAQ） H27 度版

**Q13** マンションの入口に設置したいが、対象となりますか？

**A**

対象となるのは、「不特定多数の者が利用する場所に向けて常設する」カメラです。もっぱらマンション管理のために入口を映す場合などは、対象外となります。

**Q14** 設置を示す看板は必要ですか？また、どのようなものですか？

**A**

必要です。看板の設置の目的は、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知すると同時に犯罪を抑止する効果を高めるものです。このため、設置場所付近の周囲から見やすい場所に設置してください。表示に際しては防犯カメラが作動していることと設置自治会名を明記してください。

**Q15** 交付申請をすれば、工事着手してもいいですか？

**A**

交付申請をした後、市より交付可否の決定通知書を送付します。工事着手はそれ以後になりますので、ご注意ください。なお、8 月末に交付決定する予定です。その後、順次工事に着手していただき、概ね 12 月までに工事を完了してください。

詳しくは「事業のながれ」を御覧ください。

**Q16** 工事が完了した後の手続きのながれを教えてください。

**A**

工事が完了した日の翌日から起算して 30 日以内に必要な書類（「事業のながれ」参照）を添えて完了報告書を提出していただきます。なお、詳細については、交付可否決定通知の際に、改めて御案内させていただきます。